

## 申立書について

- ・収入が「0円」で、それを証明する書類がない場合にご提出ください。

### 申請者・配偶者ともに無収入の場合

- ・申請者・配偶者どちらも無収入の理由を記載した申立書の提出がそれぞれ必要です。
- ・また、申請者・配偶者の少なくともどちらか一方が、物価高騰の影響を受けて家計が急変していることが支給の要件となります。そのため、どちらか一方は、いつの時点から無収入となり、それが物価高騰の影響（※）によるものなのか等の詳細がわかるよう具体的に記載してください。

※ 「物価高騰の影響」とは、家計急変と物価高騰との間に、何らかの因果関係があることをいいます。例えば、「電気・ガス・食料品等の価格高騰による各事業所等の原材料費等の高騰に伴い経営難に陥ったことによる影響」など、直接・間接を問わず、広く該当するものです。

※ 自己都合のみを理由に休職・退職した場合は、物価高騰の影響に該当しませんが、その後（退職後）、物価高騰の影響で再就職が難しくなり、収入を得られていない状況にある場合は、物価高騰の影響による家計急変に該当します。

### 配偶者が無収入の場合

無収入である理由を記載してください。

（例）「専業主婦のため収入はありません」等